

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財ピックアップ(2017.11)

LINEの商標権侵害で「飲食店」の経営者が逮捕される

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



静岡県警の沼津署は、先月30日に、無料通信アプリ「LINE」の文字と似たデザインのロゴを使用したとして、商標法違反の疑いで飲食店経営の男(33)を逮捕しました。

(静岡新聞 2017年10月31日記事出典)

今月は、このニュースについてです。



飲食店のロゴ
(静岡新聞の記事から)



LINEの登録商標
(登録 5570784 (01))

今回の事件で、はじめ私は「商標のロゴは『類似』するだろうけど、商品・役務が【通信アプリのソフトウェア】と【飲食物の提供】だから、類似しないだろう。なので、静岡県警の「逮捕」は行き過ぎじゃないか。」と思いました。

すなわち、商標権侵害は商標だけでなく、「商品・役務」についても同一又は類似でなければ、侵害と言えません(商標法第25条、第37条第1号)。このため、今回の事件では「商品・役務」が異なり、類似もしないため、商標権侵害にならない。と考えたのです。

そこで、対象となるLINEの登録商標を調べました。そうすると、LINE商標は、なんと「防護標章」で指定役務【アルコール飲料を主とする飲食物の提供】が登録されており、今回の飲食店の営業形態も指定役務に含まれて、商標権侵害になることが分かりました。

ここで、「防護標章」制度とは、著名な登録商標について非類似の商品役務まで禁止権の範囲(類似している範囲)を広げることができる制度です。この制度を使うと、商標権者は、現在実施していない、又は将来実施する予定がない商品役務まで、商標権侵害にすることができます、という制度です。

この「防護標章」登録は、個人的には「トヨタ」とか「Panasonic」等、超大企業で、且つ長期間使用されて誰もが知っている登録商標でないと認められないと考えていたので、今回のLINEの「防護標章」登録は、やや意外でした。

そこで、調べたのですが、「SONY」や「HONDA」、「SUBARU」、「SHARP」、「ダイキン」、「ヤマハ」等が「防護標章」として登録されているようです。

全ての企業が防護標章登録できる訳ではありませんが、これから企業のブランド力を高める手段として、防護標章制度を利用することも、重要になってくると思います。

以上



大石弁理士の書籍が
発明推進協会から
発行されました！



月刊発明「11月号」に
大石弁理士のインタビュー記事が
掲載されています！